

## ハンセン病を正しく理解しましょう

### ハンセン病について

ハンセン病はかつて「らい病」と呼ばれた、感染力の極めて弱い病原菌による感染症です。日本では1931年(昭和6年)に、全てのハンセン病患者を隔離の対象とし生涯施設に入所させる「癩予防法」が制定されました。その結果、患者は家族と強制的に別れさせられ、患者や家族は著しく尊厳が傷つけられました。保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、患者が人里離れた場所に作られた療養所に送られていくという光景は、人々の心の中にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、差別や偏見を助長していきました。

平成8年に「らい予防法」※が廃止され、療養所への入所施策はなくなりましたが、ハンセン病に対する根強い偏見や差別が残っており、療養所の外で暮らすことに不安を感じ、退所することができない人もたくさんいます。

※1953年(昭和28年)に「癩予防法」が改正され、引き続きハンセン病患者の隔離を規定した「らい予防法」が施行されました。

### ハンセン病とは？

○ノルウェーのアルマウェル・ハンセンによって発見された「らい菌」という細菌による感染症です。

○「らい菌」は極めて感染力が弱い病原菌です。

○感染し発病すると手足などの末梢神経が麻痺したり、皮膚に様々な病的変化が起こったりします。また、体の一部が変形するといった後遺症が残ることもありました。

○現在では、有効な薬剤を使うことで治る病気です。

○早期に治療すれば、身体に障害が残ることはありません。

○ハンセン病は遺伝しません。

### 現在でもハンセン病にかかる人はいますか？

○年間に数名程度の患者が生じる程度です。

○「らい菌」は極めて感染力が弱く、現在の日本で感染源となる人はほとんどいません。

○ハンセン病から回復した患者と接触しても、感染する可能性はありません。

### ハンセン病に対する正しい理解を

らい予防法は廃止となり、入所している方々は自由となりましたが、根強い偏見、身体障害、高齢化等により社会復帰は困難な状況にあります。ハンセン病を正しく理解し、それを家族や周囲に伝えてください。療養所で生活されている方や社会復帰された方が、療養所の外でも安心して生活できるよう支援の輪を広げていきましょう。

### ハンセン病元患者家族に対する補償金制度

令和元年(2019年)11月22日に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が公布・施行され、ハンセン病元患者のご家族の方々に補償金を支給する制度が開始されました。また、令和6年(2024年)6月19日に、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行され、補償金の請求期限が令和11年(2029年)11月21日まで延長されました。

## ハンセン病元患者のご家族へ

～対象となる方々に「補償金」を支給します。秘密は守られます。～

- 秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。不安なお気持ちやご質問にも丁寧に答えます。
- この補償金は、国が、誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様にも多大の苦痛と苦難を強いてきたことを心からお詫びし、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。

請求期限は、令和11年(2029年)11月21日まで

厚生労働省 補償金相談窓口

電話番号 03-3595-2262

受付時間 10:00～16:00(月曜日から金曜日、土日祝日、年末年始を除く。)

ハンセン病問題を正しく理解し、偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。

ハンセン病 厚労省 検索

対象者	補償金額
(ア) 配偶者(事実婚も含む) (イ) 親、子 (ウ) 親・子の配偶者及び 配偶者の親・子等	180万円
(エ) 兄弟姉妹 (オ) 祖父母、孫 (カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の 配偶者及び配偶者の 祖父母・兄弟姉妹・孫等 (キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、 おば、おい、めい	130万円

※同居など一定の要件が必要な場合があります。